

第17回藤沢市石綿関連疾患対策委員会
会議録

2021年（令和3年）10月

総務部 行政総務課

開催日：2021年（令和3年）10月1日（金）

時間：午後6時35分から午後7時23分まで

場所：ウェブ会議にて実施。なお、事務局及び担当課等は、藤沢市役所本庁舎5階 5-1会議室にて実施。

出席者：村山委員長、永倉副委員長、名取委員、鈴木委員、清水委員、津村委員、赤堀委員、湊委員

（オブザーバー）菅野部会員、尾形部会員

【事務局】林総務部長、古澤行政総務課参事、山本行政総務課主幹、増田行政総務課課長補佐、中野行政総務課主査

【担当課】三ツ橋子ども青少年部長、古郡子ども青少年部参事、岩井保育課主幹、福岡保育課上級主査、中田保育課職員

欠席者：久保委員、塩見委員

傍聴者：0名

委員長	それでは、これより第17回藤沢市石綿関連疾患対策委員会を開催いたします。はじめに、事務局から本日の会議の出席状況等について、報告をお願いします。
事務局 （中野主査）	本日の出席委員は8名、欠席委員が2名でございます。本日の会議が成立していることをご報告いたします。なお、傍聴者は現時点でいらっしゃいません。なお、本日の会議につきましても、調査・認定部会の部会員である、弁護士の菅野部会員とアスベストセンターの尾形部会員にオブザーバーとしてご参加いただいております。 続いて、会議資料の確認でございますが、事前にみなさまにメールにて送付させていただいております。 会議次第のワードデータ、続いて資料1として「園児把握状況等」というエクセルデータ、次に資料2として「要綱 第7号様式」というPDFデータ、次に資料3として「補償給付要領」というワードデータ、次に資料4として「補償・給付要領様式集」というワードデータ、次に参考資料1として「健康被害対策実施要綱」という

	<p>ワードデータ、次に参考資料2として「アスベスト要綱様式集」というワードデータ、次に資料5として「認定パンフ（抜粋）」というワードデータ、次に資料6として「アスベスト関連サイトマップ」というエクセルデータ、最後に資料7「サイト各ページ」としてあるフォルダに、各PDFファイルを保存しているもの、以上が本日の会議資料でございます。資料に不足等はございませんでしょうか。なお、会議中は事務局にてZoomの画面上に、説明している資料等を表示させていただきます。事務局からは以上でございます。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。本日も、資料が多いため、ご説明される際は、番号をお伝えいただき、順を追って説明をお願いいたします。</p> <p>それから、オンライン会議という関係上、複数の方が同時にご発言されると、内容がキャッチしにくい面がございますので、ご発言される際には、まずお名前をご発言いただくか、Zoomのリアクション機能にて挙手をお願いします。</p> <p>では、議題に入ります。本日、議題は、3つあります。</p> <p>最初の議題は、「浜見保育園園児 把握状況等について」、保育課からご説明をお願いいたします。</p>
中田 保育課職員	<p>では、画面共有をさせていただきます。</p> <p>こちらがまず資料1になります。それでは、まず1「浜見保育園園児把握状況等について」ご説明をさせていただきます。浜見保育園に在園していた園児の把握状況と見舞金の支給状況をまとめた表になります。前回の委員会から修正した点と人数に変動があった点について説明します。まず修正した点についてですが、資料の中央部にある期間Dから期間Eの園児数と台帳登録人数になります。こちらについては、前回、結合して277人、73人と記載がありましたが、前回の委員会でのご意見をいただきまして、上記の期間A、Bと同じように園児数と台帳登録人数を分けて記載しま</p>

	<p>した。</p> <p>次に人数に変動があった点について説明させていただきます。まず、期間A昭和47年4月から昭和59年10月に在園されていた方から、当時、浜見保育園に在園していたとの連絡がありました。そのため、こちらの台帳登録人数が前回から1名増えていきます。また、期間Dに在園していた方のうち見舞金の申請が1件この2か月で増えました。こちらが、167人から168人になり1名増加しております。</p> <p>また、毎回、検診の結果についても報告をしておりますが、まだ、今年は読影等、実施しておらず、前回から修正はありませんので掲載しておりません。議題1については、以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。台帳の登録人数と見舞金の申請者、それぞれ1名ずつ追加があったということになります。期間が違うため、別の方ということですね。ただいまのご説明について、何かご質問等ありますでしょうか。</p> <p>私から一点、質問です。期間Aで登録された方は、見舞金の申請は、されていないということでしょうか。</p>
中田 保 育 課職員	<p>今回、期間Aに登録された方については、まだ見舞金の申請はされていません。しかし、対象にはなりますのでこれから通知等は送付する予定です。</p>
委員長	<p>わかりました。その他、よろしいでしょうか。特になければ、次の議題に進ませていただきます。次が議題2「藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策実施要綱及び藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対策補償・給付要領について」です。こちらについては、資料がかなり細かく出てきます。それでは、保育課からご説明をお願いいたします。</p>
中田 保 育 課職員	<p>それでは、議題2の説明をさせていただきます。まず、資料2になります。こちらが、現行の要綱にある7号様式「アスベスト健康被害対策補償・給付決定通知書」の修正案になります。資料の左側が</p>

	<p>現行のもの、右側が修正案になります。この様式は、アスベスト関連疾患を発症した方、またはご家族の方から申請があった場合に調査・認定部会の判定に応じて、補償、給付対象になるのか、対象外になるのか本人に通知を行うものになります。この決定通知書の発送の時点では、補償の金額等は、決定していない点や別途、各補償の治療費の申請、休業生活補償の申請があった場合、再度、決定通知を行う必要があるため、今回のような修正案になりました。給付制度の対象の部分についても同じ考え方になります。資料2の要綱の修正については、以上になります。</p>
委員長	<p>では、資料2について何か、ご質問、ご意見等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。また、後でお気づきの点等ありましたら、戻っていただき、ご質問いただければと思います。それでは、次の資料をお願いいたします。</p>
中田保育課職員	<p>続いて、資料3になります。こちらは、先ほどの補償給付要領になっております。資料4の方が補償給付要領の各様式になっております。前回の委員会で、最終案として提出をさせていただきましたが、10月から施行となりますので最終的なものを本日提出させていただきます。前回の委員会後、特に補償、給付要領については、ご意見等はありませんでした。しかし、1点だけ変更がありましたので、そちらについてご報告をさせていただきます。資料3の6ページをご覧ください。こちらの第26条救済法との調整という箇所を削除させていただきました。理由としましては、元々、国で実施をしている救済給付制度と藤沢市の補償制度の認定の両方を受けている場合、治療費及び葬祭費については、実際にかかった費用についての補償となることから、救済給付制度の方を優先し、藤沢市の補償制度については、調整するとしていました。しかし、環境保全再生機構に問い合わせをしたところ、藤沢市で補償を受けた場合、救済給付制度の支給対象から外れてしまうため、治療費、葬祭費については、救済法又は救済給付制度では、支払うこと</p>

	<p>ができないという回答をいただきました。そのため、調整ではなく、両方受けている場合は、藤沢市の補償制度で治療費、葬祭費を支払うということになり、こちらの条文を削除いたしました。特に資料4の各様式については、変更等はありませんので説明を省略させていただきます。参考資料として、要綱を送付させていただきました。こちらについても、補償給付に関する要領が施行されるため、大元となるアスベスト健康被害対策の要綱を参考として送付させていただきました。こちらの参考資料2については、健康被害対策の実施要項の各様式になりますので、説明は、省略させていただきます。議題2については、以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。要領については、先ほどの第26条の部分が削除されるということになります。これは、前回の委員会からこの間、新しい事実が判明したため、それに合わせたということになります。先ほどのご説明について何かご質問等ありますでしょうか。</p>
津村委員	<p>少し疑問があります。今回、藤沢市の制度を使う前に既に救済法で何らかの給付を受けていた場合は、対象に考えられないということになるのでしょうか。</p>
名取委員	<p>本当は、久保先生が回答いただく内容になりますが。基本的に、藤沢市の制度は、石綿健康被害救済法の認定を取った方が対象になります。特に中皮腫の方について、その後、補償か給付かを検討するということが建付けとなっています。そのため基本的には、石綿健康被害救済法の認定を取った、中皮腫として認められた方のみが対象になります。こうした2つの法律、制度の調整というのは、例えば石綿健康被害救済法で中皮腫としての手続きをすると、おおよそ診断を受けてから早くとも2～3か月で認定がでます。そのあとに、労災保険法でも申請をされる方も多く、約半数がそちらにも申請をされます。その場合、2～3か月では、認定は終わらず、半年から1年かかります。その後で、労災保険法と環境省の石</p>

	<p>綿健康被害救済法の間で調整を行います。言うならば、今回、明確になったのは、石綿健康被害救済法で認定をされたあとに藤沢市で給付対象になれば、同じようなかたちの調整は、不要なのですが、もしも仮に補償だという決定がされた場合は、藤沢市を優先にしてくれということが、石綿健康被害救済法の建付けになります。つまり、その制度を使っただけのは、困るためあとで返却してください。同額は、藤沢市からもらっているため重複の受給は、認められないということです。そういった理解をいただければと思います。</p>
津村委員	<p>ありがとうございました。</p>
委員長	<p>今の点でいうと、26条の2項がそちらにあたるのでしょうか。「返還」するという内容を書いておかなくていいのかという点については、少し気になります。保育課の方いかがでしょうか。名取委員から説明があったとおり、環境再生保全機構には、申請をして認定を受けないと、こちらの制度も適用できないということになっておりますので、認定を受けるということが一つの条件になっています。その場合、認定を受けて救済法から支給を受けた場合に、その分、藤沢市の制度で補償される場合は、環境保全機構から支給された金額は返還するという点でよろしいでしょうか。</p>
岩井保育課主幹	<p>具体的にこういった流れでどうなるか説明が難しい部分もありますが、私たちが考えておりますのは、まずは、救済法で支給されていたとしてもまずは市の方で補償をするということになれば、遡って当然、支給をしていくこととなります。その情報は、環境再生保全機構にも伝えることとなりますので、その調整については、環境再生保全機構と当事者になってくるのではないかと考えております。実際、そうしたケースが出てきた際に調整が必要になってくるとは思います。</p>
委員長	<p>そうしたやり取りは、ややこしいと思いますが。基本的にこの26条は、全て削除ということになります。他の点を含めて、その他、</p>

	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございました。</p> <p>では、基本的には、この要領と様式については、承認いただけただと いうことで進めていただければと思います。それでは、議題2につ いては、その他、資料の説明などありますでしょうか。</p>
中田 保育 課職員	議題2については、特に追加で資料の説明は、ありません。
委員長	それでは、議題3「藤沢市立浜見保育園園児アスベスト健康被害対 策制度に関する資料等について」お願いいたします。資料がこちら も多いため、順を追って説明お願いします。
中田 保育 課職員	<p>それでは、こちら画面共有をさせていただきます。まず、資料5 をご覧ください。資料5は、前回の委員会で提出をさせていただ いた「藤沢市立浜見保育園アスベスト飛散事案に関する石綿関連疾 患の認定について」のパンフレットの抜粋になります。前回からの 修正点を報告させていただきます。まず4のリスクの判断につ いてです。前回の資料では、ここの箇所が「起因あり」「関与なしと はいえない」「関与なし」の3つの項目になっておりました。こ ちらについては、調査・認定部会が市に最終的に答申を行う際に提出 をする、判定結果報告書の記述内容と合わせるために修正を行 いました。</p> <p>次にその下の6認定についてですが、前回の案については、6につ いては記載されておりました。前回の委員会でご指摘いた だいた内容を考慮して、今回そのような内容で記載をしました。市 は、調査・認定部会の答申内容に応じて、認定を行います。</p> <p>答申内容が「起因性あり」の場合は、補償制度対象者として認定。 「寄与可能性あり」の場合は、給付制度対象者として認定。 「起因性なし」または「制度対象外等」の場合は、不認定となり ます。こちらを新しく追加させていただいたものになります。この後 に原発性肺がん、喉頭がん、卵巣がんについても6認定として追加 をさせていただいております。同じような説明になりますので説</p>

	<p>明は、省略させていただきます。資料5については、説明は以上になります。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。つまり言葉の使い方を揃えたということです。特にご質問等は、よろしいでしょうか。表現が難しいところがありますが、「起因性あり」というのは、改めて言うと、藤沢市浜見保育園のアスベスト被害が原因で発症したということ。「寄与可能性あり」というのは、主な原因とは言えないが、何らかのかたちで影響したのではないかとそうした可能性がある場合に該当するということになります。「起因性なし」というのは、他の原因で発症したということが指摘できるということになります。「制度対象外等」とは、調べた結果、アスベスト関連疾患ではなかったということが可能性としてありますので、そうしたことを含めてあります。ということで、言葉を揃えてから出すということになります。何か、ご質問ご意見等ありますでしょうか。一般の方が見た際に分かりやすいかどうかを考慮したうえで改善していく必要があると思います。それでは、次に進んでください。</p>
中田 保育 課職員	<p>次に資料6、7の説明をさせていただきます。こちらが今後、公開予定の浜見保育園のアスベスト事案に関するホームページの資料になります。資料6がサイトマップ、資料7がページの多いものになりますが、PDFのファイルになります。全て説明するとお時間を要しますので、一部ご案内させていただきます。</p> <p>それでは、今回は資料6を使ってどのようにホームページが作られているのかご説明させていただきます。それぞれのホームページについては、委員会後でも、構いませんのでご意見等いただければと思います。①のところ浜見保育園アスベスト情報サイトというところになりますが、アスベスト対策を行っている検診や、見舞金の説明、アスベストニュースレター等の公開をしております。こちらの情報サイトから②浜見保育園園児アスベスト対策に係る補償・給付制度から③対象となるアスベスト関連疾患を発症された</p>

	<p>対象者及びご家族の方へのページ、④医療機関のみなさまへのページに移行するようになります。②については浜見保育園園児アスベスト対策に係る補償・給付制度のページになりますが、昨年度、委員会にも提出をさせていただきましたが、補償給付制度の簡単な概要や対象となる在園期間等について記載がされているページになります。このページから先ほどの③や④、⑤アスベスト健康被害対策補償・給付制度とはのページ、そして⑫～⑰のアスベスト関連疾患について記載されたページに移行します。</p> <p>次に③対象となるアスベスト関連疾患を発症された対象者及びご家族の方へのページについてです。こちらからは、下の複数のページ⑤～⑪へ移行できるようになります。ちなみに⑩と⑪については、現在、作成中になります。</p> <p>最後に④に医療機関のみなさまへの部分になりますが、対象者から申請があった後に、調査・認定部会で判定を行う際に、かかりつけの病院や担当の主治医から意見書を依頼しますので、その際の意見書の様式と記入例。それから対象者が補償認定を受けた際に、休業生活補償等申請する場合は、医師の確認が必要になりますので、その記入例を記載したものを用意して対応することになります。最後にこちら下の部分になりますが、すべてのページに関連リンクを設け、関連するページを閲覧できるように編集をしております。</p>
<p>岩井保育課主幹</p>	<p>今回のホームページ作成については、部会員の方に多大なご協力をいただきました。またイラスト等については、アスベストセンターの方から提供いただきました。この場を借りて、お礼申し上げます。ありがとうございます。</p>
<p>中田保育課職員</p>	<p>以上で資料6、7についてご説明を終了いたします。 先ほど、申し上げたとおり資料7については、資料が多いため省略いたします。以上になります。</p>
<p>委員長</p>	<p>ありがとうございます。本来であれば、ホームページを実際に画面</p>

	共有いただいて、関連するページにどう展開されるのか確認されるのが、いいのですが、市側のセキュリティー上、うまく表示できないため今のようなご説明をいただきました。この間、名取委員と、今回オブザーバーとして参加いただいている尾形部会員を中心にご尽力いただき、ここまで作成いただきました。何か不足等ありますでしょうか。赤堀委員どうぞ。
赤堀委員	この間、お伺いしたアスベストの専用ダイヤルについて質問があります。以前、対応されるのは、保育課に併設されている電話とお聞きました。そうするとこちらのホームページ上、ホットラインという表現に疑問があります。保育課が対応するのであれば直通の意味があるのでしょうか。
岩井保育課主幹	ご意見ありがとうございます。保育課は、常日頃、多数の電話が来ております。例えば、入園の相談等があります。一方、アスベスト関連の問い合わせについても専門のダイヤルを設ける意義があると考えております。その専用のダイヤルが鳴れば、電話を出す際にもプライバシー等の配慮をすることができます。実際、電話の配置場所については、専任の職員の机にありますので、そういった意味では、迅速な対応ができると思っております。しかし、今後に向けて貴重なご意見として受け止めさせていただきます。
赤堀委員	ということは、パンフレットにも専用ダイヤルの番号を掲載した方がいいのではないかと思います。
中田保育課職員	そうですね。パンフレットの最後の6にある連絡先の箇所に掲載したいと思います。
委員長	では、そちらに番号を追加願います。
赤堀委員	承知しました。
委員長	ありがとうございました。ちなみにできたホームページについては、いつ頃、掲載予定でしょうか。まだ、一部ページが作成できていないとお伺いしましたが。
中田保育	⑩と⑪については、作成途中ですので今月中旬には掲示したいと

課職員	考えております。
岩井保育 課主幹	名取委員とも相談の上、できるだけ早めに調整して、掲示したいと考えています。
委員長	名取委員、今の段階では、公開できるレベルにあるということでしょうか。
名取委員	今の段階では、まだ公開できるレベルにはありません。今月中旬の掲示を目指して、修正等を行って参ります。
委員長	わかりました。その他、よろしいでしょうか。保護者の委員の方もぜひ、ご覧いただいて、ご意見等ありましたらお伝えください。議題の3はこれで全部でしょうか。
中田保育 課職員	保育課からは、以上になります。
委員長	議題としては、以上になりますが、他に追加でありますでしょうか。では、事務局の方に一度、お返しいたします。
事務局 (中野主 査)	<p>ありがとうございました。本日ご確認いただいた内容を含めまして、いよいよ相談対応が整ってきたのかと思いますので、保育課の方で対応いただきたいと考えております。先ほど、ご説明させていただいたホームページについては、名取委員からもあったように今月中を目指して準備していきます。公開できるようになりましたら、改めて皆様にメール等で周知をさせていただきたいと考えております。先ほど、委員長からもありましたように、実際、公開されているものを確認されて、ご意見等ありましたら事務局までご連絡いただければと思います。</p> <p>なお、次回の委員会につきましては、今年度の検診の結果報告などもございますので、その進捗なども踏まえながら、年度末又は来年度当初などに開催できればと考えております。</p> <p>引き続き、よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局からは以上になりますが、皆様の方からはよろしいでしょうか。それでは、これで第17回石綿関連疾患対策委員会を終了い</p>

	たします。ありがとうございました。
--	-------------------

以 上